

事業主の皆様へ

山形の美しい景観を守るため、
看板の倒壊・落下による事故防止のため、
県では、屋外広告物条例を定めています。



知ってましたか？ 看板設置にはルールがあります。

看板の設置には許可が必要な場合があります。

地域に応じ、看板の設置には基準があります。

看板を設置してはいけない場所があります。

看板を設置したら定期的に点検を行う義務があります。

老朽化した看板等は撤去する必要があります。

違反すると罰則が適用される場合があります。

酒田市設置分については

酒田市企画部 都市デザイン課 TEL0234-26-5746 詳しくは [酒田市の屋外広告物](#) で検索



看板のルールって何？

屋外に看板を設置するためには、原則として知事の許可が必要です。

また、看板設置後は、良好な状態に保持するための管理や、役目を終えた看板を除却することは設置者等の義務です。

これらの義務に違反すると行政の指導を受けたり、罰則が適用される場合があります。

また、看板の設置を営む法人・個人は屋外広告業と呼ばれ、山形県内で看板を設置するには、山形県に業登録が必要です。看板を設置する際には、業登録している業者にお願いしてください。



どうしてルールがあるの？

屋外の看板は、景観やまちなみを構成する重要な要素だからです。

また、屋外で雨、風など厳しい自然環境にさらされ続ける看板は、見かけは問題なくても老朽化していきます。そのため、適切に管理されていないと、飛散・落下・倒壊などの事故が発生する恐れがあるからです。



今度ルールが変わるって聞いたけど？

平成30年10月1日からルールが変わります。

- ① 簡易なものを除き、全ての看板の劣化の状況を点検することが義務付けられました。
- ② 点検は、有資格者が行う必要があります。
- ③ 許可を受けた看板は、更新の許可申請の際に、点検の結果を報告することが義務付けられました。

！ 看板の落下事故は会社やお店の信用も落とします

- ① **サビ** 鉄骨やボルトのサビは、破損の前兆
- ② **汚れ** サビ汁がたれていたら、内部が腐食しているかも
- ③ **ズレ・はく離** 盤面のズレや取付具の欠落は落下の前触れ



落下した看板（イメージ）

早期発見が事故を防ぎます。定期的な点検が重要です。

安全管理等については、国土交通省のHPにある「オーナーのための看板の安全管理ガイドブック」を参考にしてください。

○問い合わせ先

※山形県屋外広告物条例、屋外広告業に関する問い合わせ先
山形県県土整備部 県土利用政策課 Tel：023-630-2581
※屋外広告物の許可に関する問い合わせ先

広告物設置の市町村	問い合わせ先	電話番号
山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町	村山総合支庁（本庁舎）建設総務課	023-621-8190
寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町	村山総合支庁（西庁舎）建設総務課	0237-86-8377
村山市、東根市、尾花沢市、大石田町	村山総合支庁（北庁舎）建設総務課	0237-47-8655
新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	最上総合支庁 建設総務課	0233-29-1376
米沢市、南陽市、高畠町、川西町	置賜総合支庁（本庁舎）建設総務課	0238-26-6069
長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	置賜総合支庁（西庁舎）建設総務課	0238-88-8223
鶴岡市、三川町、庄内町、遊佐町	庄内総合支庁 建設総務課	0235-66-5586
酒田市	酒田市企画部都市デザイン課	0234-26-5746